

県北振興局専決許可 - 新規許可申請を受け付ける漁業 -

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
なまこ漁業	なまこ漁業（佐世保市南部地区）	（1）次の3、へ、ホ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 （2）次のハからロに引いた直線とイとロを結ぶ直線と佐世保市ハウステンボス町平戸波止および最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 佐世保市長畑町芳原大村波止付根 基点2 佐世保市長畑町南風の鼻突端標識 基点3 佐世保市江上町平瀬の鼻標識 基点4 佐世保市江上町大島竹ノ下突端標識 点イ 基点1から181度45分200メートルのところ 点ロ 基点2から278度30分685メートルのところ 点ハ 基点2から255度740メートルのところ 点ニ 基点4から37度10分495メートルのところ 点ホ 基点4から5度30分290メートルのところ 点へ 基点3から180度22メートルのところ	11月15日から2月15日まで	定めなし	定めなし	17	共同漁業権南共第72号の関係地区に住所を有する漁業者であること。	対象としない	対象としない	令和7年8月21日から令和7年9月21日	申請理由書 申請者の住民票の抄本 （法人にあっては、定款及び登記簿抄本） 事業計画書 漁具漁法説明書 漁業許可の適格性に関する申立書	1．漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、鉤竿に限るものとする。 2．全長等の制限 体長10センチメートル以下のなまこは採捕してはならない。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで